

(お知らせ)

福島第二原子力発電所 1号機における 運転上の制限の逸脱ならびに復帰について

平成 18 年 9 月 4 日
東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

当所 1 号機（沸騰水型、定格出力 110 万キロワット）は、定格熱出力にて調整運転中ですが、本日、平成 18 年 8 月に実施した定例試験の記録を整理し再確認していたところ、8 月 9 日に実施した残留熱除去系*¹ポンプ（B）の定例試験の記録について、当該系統のポンプの揚程値（ポンプのくみ上げ能力）が保安規定に定める揚程値を満足していないことが判明したため、午後 3 時 18 分、保安規定第 39 条に定める「運転上の制限」*²を満足していないと判断いたしました。

このため、残りの 2 系統の低圧注水系（A，C）および格納容器スプレイ系（A）について動作可能であることを確認するとともに、当該ポンプの起動試験を再度実施し、保安規定に定める揚程値を満足していることを確認したことから、本日午後 6 時 12 分、「運転上の制限」を逸脱している状態から復帰しております。

今後、原因について調査いたします。

なお、本事象による外部への放射能の影響はありません。

以 上

* 1 : 残留熱除去系

原子炉を停止した後の燃料の崩壊熱の除去（燃料の冷却）や非常時に原子炉水位を維持する系統で、低圧注水系と格納容器スプレイ系にも使用している（A系，B系，C系の3系統）。

* 2 : 保安規定第 39 条に定める「運転上の制限」

保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置に基づき対応することになる。

当該系統については、1 系統が動作不能の場合は、残りの 2 系統の低圧注水系（A，C）および 1 系統の格納容器スプレイ系（A）について動作可能であることをすみやかに確認するとともに当該系統を 10 日以内（格納容器スプレイ系の場合）に動作可能な状態に復旧する必要がある。